

# 公益財団法人 JAPAN BOWLING

## 主催大会における違反に対する処分規程

### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 公益財団法人 JAPAN BOWLING (以下「この法人」という。)は、日本のボウリング界を代表する団体として、競技者並びに加盟団体等が公正に競技するための競技規定及び諸規則を制定し、ボウリング競技の更なる普及及び発展を図るものとする。この規程、規則等を違反する競技者並びに加盟団体等に対して、調査し適正な処分を厳正に行うことを目的とし、本規程を制定する。

(規程の対象となる違反)

第2条 この法人の主催、共催あるいは後援、主管する競技会において、次の違反が発生した場合の手続き及び処分内容等について定める。

- (1) 参加資格に係る違反 (以下「参加資格違反」という。)
- (2) アンチ・ドーピング規程に対する違反 (以下「アンチ・ドーピング規程違反」という。)

(適用範囲)

第3条 原則として、違反を犯した当該競技者、チーム(監督を含む)に対して本規程を適用する。ただし、違反の内容及び違反に至った経過において、明らかに意図的あるいは計画的で悪質と判断した場合は、当該競技者の所属する加盟団体並びに指導者に対して、本規程、条に定める内容のほか、別途処分を課すことができる。

(聴聞会)

第4条 大会期間中に発生した違反に対しては、以下の者より編成された聴聞会を開催し、当該競技者、監督から聴聞を行う。

- (1) 聴聞委員会は、大会会長、大会副会長、大会委員長、大会資格審査委員及び必要と認める者を委員に加えるものとする。また、委員長は、大会会長がその任に当たる。
- 2 大会開催前、大会終了後に判明した違反に対しては、以下の者より編成された聴聞会を開催し、当該競技者、監督及び加盟団体等から聴聞を行う。
  - (1) 聴聞委員会は、この法人三役及び総務委員会において行う。委員長はこの法人会長がその任に当たる。

### 第2章 参加資格違反

(参加資格違反に対する処分)

第5条 参加資格違反に対しては、次のとおり処分を受けるものとする。

- 2 故意又は重大な過失による違反の場合
  - (1). 競技会開始前及び競技会期間中の場合
    - ① 競技会開始前の場合は参加を禁止する。競技会期間中は当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、記録は抹消する
    - ② 当該競技者が所属するチームについては、この法人制定の競技会規定並びに選手権競技会規定に基づいて処分するものとする。
    - ③ 当該競技者の所属する加盟団体及び指導者並びにチームに対しては、監督不行き届きの責任において厳重注意処分とし、始末書提出の義務を負う。
  - (2). 競技会終了後の場合
    - ① 当該競技者は、次回大会以降に開催される当該競技会に2回以上の参加禁止処分と

する。当該競技者の記録は、抹消する。

- ② 当該競技者の所属する加盟団体及び指導者並びにチームに対しては、監督不行き届きの責任において嚴重注意処分とし、始末書提出の義務を負う。
- ③ 順位が確定している場合は、その順位を取り消し、次位の競技者又はチームの順位を繰り上げるものとする。

### 3 過失による違反の場合

#### (1). 競技会開始前の場合

- ① 当該競技者の当該大会及び次回の当該大会への参加を禁止する。
- ② 団体競技では、当該競技者を団体競技メンバーとして当該大会及び次回の当該大会へ参加することを禁止する。当該競技者以外のチームメンバーはこの限りではない。

#### (2). 競技会開催期間中の場合

- ① 当該競技者の当該大会への参加を直ちに中止させ、成績を抹消する。又、当該次回大会への参加は認めない。
- ② 当該競技者の所属チームについては、当該競技規則の定める範囲内において継続して競技することができる。また、その記録も認めるものとする。但し、当該違反競技者に代わる競技者（変更）は、予備登録をしている競技者のみに交代する権利を認める。
- ③ 当該競技者の所属団体及び指導者は、監督不行き届きの責任として嚴重注意とし、始末書の提出義務を負う。

#### (3). 競技会終了後の場合

- ① 当該競技者の記録を抹消し、当該大会の次回大会への参加を禁止する。
- ② 当該競技者の所属チームは、当該競技者の所属するチーム主将及び所属団体並びに指導者に対しては、監督不行き届きの責任として嚴重注意とし、始末書の提出義務を負う。

(競技に対する違反)

第6条 競技開催中に発生した競技に対する違反については、競技規則第125条、第126条を適用し、その判定に異議ある場合は、競技会規定第222条及び選手権競技会規定第416条を適用する。

(ドーピングに対する違反)

第7条 当該競技者が、ドーピング違反を犯した場合は、日本ドーピング防止規程に基づき制定した、この法人のアンチ・ドーピング規程並びにドーピング検査実施規程に基づいて、法人総務委員会において審議し、処分を決定する。

- 2 JADAにおいて検査の結果、A検体で陽性の場合、当該競技者は、B検体の検査を申請することができる。但し、この場合の検査費用等は、当該競技者の負担とする。
- 3 当該競技者が、ドーピング違反をした場合には、競技会の記録は抹消し、当該大会の次回大会への参加を禁止する。

(違反に対する聴聞会)

第8条 参加資格違反等について、聴聞会を開催するに当たっては、大会期間中は、大会資格審査委員会が担当し、大会期間前及び大会終了後の場合は、法人総務委員会が担当する。

- 2 大会資格委員会及び法人総務委員会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 聴聞会の開催に当たっては、当該競技者及び加盟団体及び指導者に対して、処分決定する前に、当該者に弁明の機会を与えるものとする。

(不服申し立て)

第9条 当該競技者は、この法人が処分した決定に対し、当該競技者並びに当該競技者の所属する加盟団体は、競技開催中の判定に異議ある場合は、法人総務委員会に対し、不服の申し立

てをすることができる。法人総務委員会で審議し、この法人理事会の決定は最終決定とする。

- 2 前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとする。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

前項の決定に、なお、異議のある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に不服申し立てができるものとし、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の仲裁手続を利用して解決する。その判定は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」において判定されるものとする。

## 第3章 附 則

(規程の改廃)

第10条 本規程は、法人総務委員会において審議し、理事会の承認を経て改廃することができる。

(附 則)

- (1) 本規程は、公益財団法人全日本ボウリング協会の設立の登記の日、2012年(平成24年)4月1日に施行する。
- (2) 本規程は、2020年(令和2年)3月30日より施行する。
- (3) 本規程は、2021年(令和3年)9月1日より施行する。
- (4) 本規程は、公益財団法人 JAPANBOWLING の登記の日、2024年(令和6年)4月1日より施行する。